



筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第14条第1項の規定により、公告する。

令和8年7月29日

広島法務局

筆界特定登記官



記

筆界特定手続の表示

手続番号	令和7年第21号
対象土地	広島市南区東雲三丁目1697番7
	広島市南区東雲三丁目1697番5

手続番号	令和7年第22号
対象土地	広島市南区東雲三丁目1697番7
	広島市南区東雲三丁目1697番6